第三の一中「第二の一の2及び3」を「第二の一の1の⑴のロ及びハ（同告示第二の一の1の⑵において準用する場合を含む。）又は第二の二の1の⑵及び⑶」に、「第四」を「第四の一又は二」に改め、「特例フィリピン人看護師候補者」の下に「又は特例フィリピン人介護福祉士候補者」を加える。

第四の一中「及び特例フィリピン人看護師候補者」を「、ベトナム人看護師等、特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者」に改める。

第四の二及び三中「特例フィリピン人看護師候補者」の下に「又は特例フィリピン人介護福祉士候補者」を加える。

第四の四中「第二の二」を「第二の一の2又は二の2」に、「第二の三」を「第二の一の3又は二の3」に改める。

第四の五中「平成二十五年一月一日現在で、四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について平成二十四年十月一日現在で、それぞれ」を「、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で」に改め、同規定に次のように加える。

1　平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十五年一月一日
2　平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十六年一月一日
3　平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十六年一月一日

第四の六中「特例フィリピン人看護師候補者」の下に「又は特例フィリピン人介護福祉士候補者」を加え、同規定を第四の七とし、第四の五の次に次のように加える。

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

1　平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十四年十月一日
2　平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十五年十月一日
3　平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十五年十月一日

第五の一中「修得する活動」の下に「又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動」を加え、「平成二十四年度」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める」に、「看護師の資格」を「看護師又は介護福祉士の資格」に改め、「フィリピン人看護師候補者」の下に「又はフィリピン人介護福祉士候補者」を加え、同規定に次のように加える。

1　平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十四年度看護師試験
2　平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十五年度看護師試験
3　平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十五年度介護福祉士試験

第五の三中「一又は二」を「一又は三」に改め、「特例フィリピン人看護師」の下に「又は特例フィリピン人介護福祉士候補者」を加え、「看護師の資格」を「看護師又は介護福祉士の資格」に改め、「取得してフィリピン人看護師」の下に「又はフィリピン人介護福祉士」を、「指針第五の四の2」の下に「又は五の2」を加え、同規定を第五の四とする。

第五の二中「特例フィリピン人看護師候補者」の下に「又は特例フィリピン人介護福祉士候補者」を加え、同規定を第五の三とし、第五の一の次に次のように加える。

二　一の許可を受けて本邦に在留する特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者は、重ねて同許可を受けることができない。

○法務省告示第百六十七号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

第三の一の2の㈠中「第二の六に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）」の下に「、ベトナム人看護師等（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号）第二の六に規定するベトナム人看護師等をいう。以下同じ。）」を加え、「及び特例フィリピン人看護師候補者等」を「、特例フィリピン人看護師候補者等」に改め、「（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一」の下に「及び二」を、「規定する特例フィリピン人看護師候補者」の下に「及び特例フィリピン人介護福祉士候補者」を加える。

第三の二から四までの規定中「特例インドネシア人看護師候補者及び特例フィリピン人看護師候補者」を「ベトナム人看護師等、特例インドネシア人看護師候補者及び特例フィリピン人看護師候補者等」に改める。

○法務省告示第百六十八号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

第三の一の2の㈠中「、特例インドネシア人看護師候補者等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）第二の一及び二に規定する特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）及び特例フィリピン人看護師候補者等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師候補者（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一に規定する特例フィリピン人看護師候補者をいう。以下同じ。）」を、「ベトナム人看護師等（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号）第二の六に規定するベトナム人看護師等をいう。以下同じ。）、特例フィリピン人看護師候補者等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一及び二に規定する特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）及び特例インドネシア人看護師候補者等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）第二の一及び二に規定する特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）」に改める。

第三の二から五までの規定中「特例フィリピン人看護師候補者等」を「ベトナム人看護師等、特例フィリピン人看護師候補者等」に改める。

○法務省告示第百六十九号

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

第三の一の2の㈠中「及び特例フィリピン人看護師候補者等」を「及び特例フィリピン人看護師候補者等」に改め、「（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一」の下に「及び二」を、「規定する特例フィリピン人看護師候補者」の下に「及び特例フィリピン人介護福祉士候補者」を加える。

第三の二から五までの規定中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改める。